

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
森ヒルズリート投資法人
代表者名
執行役員 鈴木 統一郎
(コード番号：3234)

第 2 回投資主総会の投資主総会参考書類の一部訂正について

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、下記のとおり第 2 回投資主総会の投資主総会参考書類の一部を訂正することになりましたので、お知らせ致します。

記

訂正箇所（訂正部分には、網掛けを付しております。）

I. 「第 2 回投資主総会招集ご通知」 8 頁第 21 条変更案中

（訂正後）

本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 7 項に基づき、任務を怠ったことによる役員の損害賠償責任について、法令の限度において、役員会の決議によって免除することができる。

（訂正前）

本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 7 項に基づき、任務を行ったことによる役員の損害賠償責任について、法令の限度において、役員会の決議によって免除することができる。

II. 「第 2 回投資主総会招集ご通知」 11 頁第 31 条第 2 項変更案中

（訂正後）

(6) 信託財産を主として第 1 号乃至第 5 号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

（訂正前）

(6) 信託財産を主として第 1 号乃至第 5 号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

III. 「第 2 回投資主総会招集ご通知」 12 頁第 31 条第 3 項現行規約中



HILLS REIT

(訂正後)

(1) 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 6 号に規定する特定出資（実質的に前項第 1 号から第 5 号に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。）

(訂正前)

(1) 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 6 号に規定する特定出資（実質的に前項第 1 号から第 5 号に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。）

IV. 「第 2 回投資主総会招集ご通知」12 頁第 31 条第 3 項変更案中

(訂正後)

(1) 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。）第 2 条第 9 項に定める優先出資証券

(訂正前)

(1) 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。）第 2 条第 9 項に定める優先出資証券

なお、当該投資主総会参考書類の訂正については、「第 2 回投資主総会招集ご通知」2 頁に記載のとおり、本投資法人のホームページ（<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>）への掲載をもって代えさせていただきます。

以上